

入札ボンドの必要性について

今後の入札契約の方向性

① 一般競争入札の拡大

- 不良不適格業者の参入の増大についての懸念
- 経営力に比べ過度な入札参加の増大について懸念

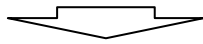
② 総合評価方式の拡大

- 技術提案を審査する発注者の負担の増大についての懸念

発注者が建設業者の技術提案を適切に審査し、質の高い競争環境を整備するためには、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用によって、入札に参加する建設業者が適切に絞り込まれることが必要。

※ 市場の機能により排除される建設業者

- ・ 財務内容が不振であり金融機関の与信の対象とならない企業
- ・ 経営規模や経営内容に比べ過度な受注をしようとするため金融機関の与信枠をオーバーする企業
- ・ 財務内容の悪化につながり、ダンピング受注をしようとする企業

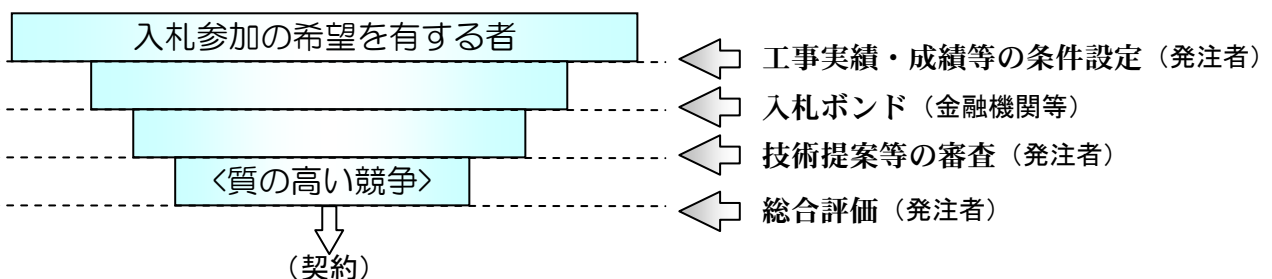


入札ボンドの導入により、市場機能を 活用した質の高い競争の実現

金融機関等の審査の導入を通じ、入札契約における客観性の向上、工事の履行の担保が可能。

なお、既に平成7年度より、公共工事の契約時に金融機関等の履行保証を求める制度が導入されているが、今回はその履行保証を前倒しで求めることを想定。

(イメージ)



入札ボンドの導入について

I 目的

適切な与信枠の設定等の市場機能の活用により、一般競争入札方式の拡大等に伴い懸念される不良不適格業者の排除等を通じ、発注者による適切な入札参加者の選定を支援するとともに、質の高い競争環境を整備する。

II 概要

○位置付け

発注者が求める履行保証の予約機能を有するもの

○機能

金融機関等が建設業者の財務的な履行能力を審査し、与信

○入札ボンドとして取扱うもの

金融機関等が履行保証を付する意思等を確認できるもの

(例) 銀行の履行保証の予約書、入札保証書

損保の入札保証保険証書

保証事業会社の履行保証の予約書

現金

○引受機関

現在の履行保証の引受機関と同様

○対象工事

一般競争入札案件

○発行時期

発注者による審査開始の前（競争参加資格確認資料等の提出時）

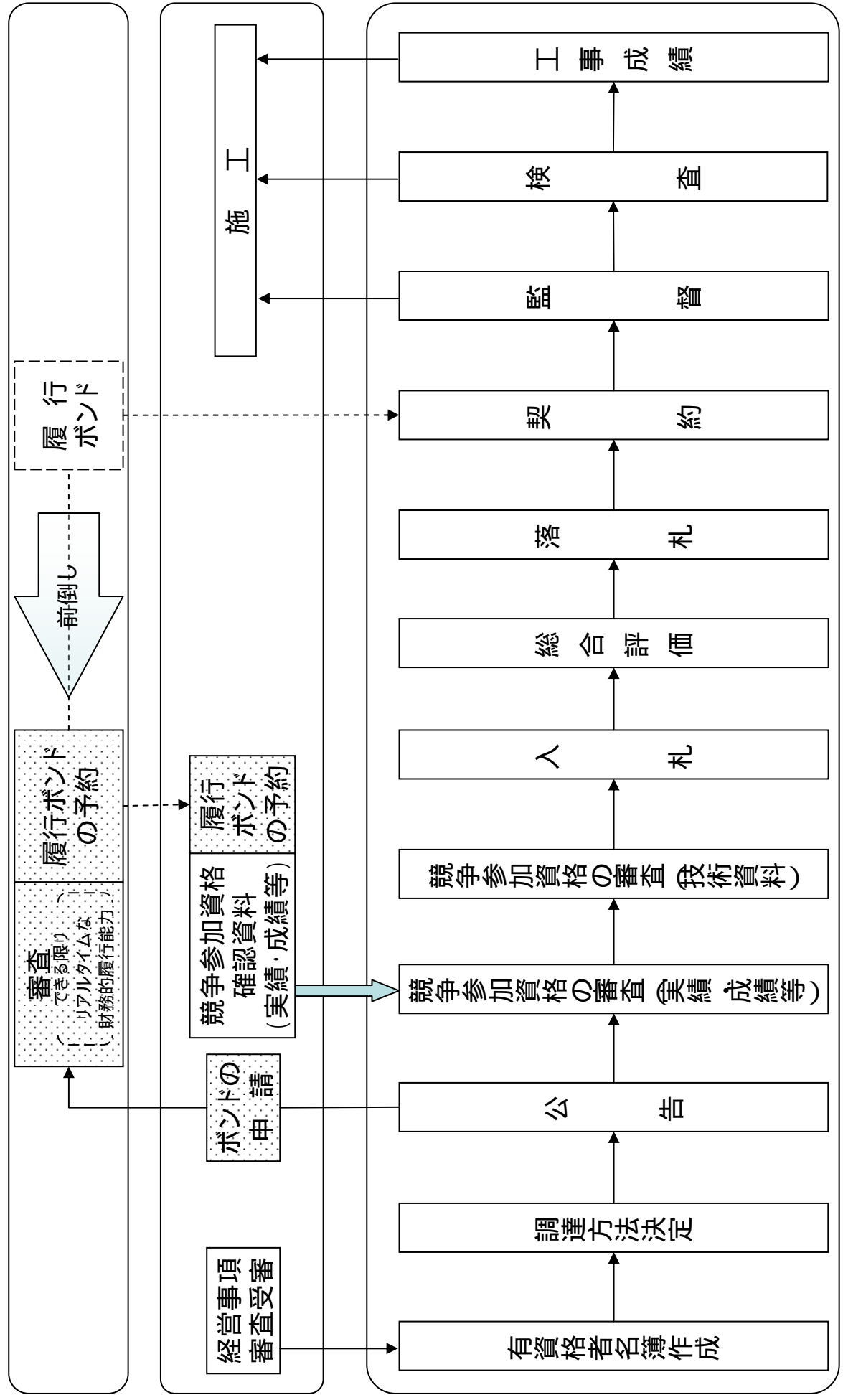
○予約の対価

予約手数料又は保証料

III 留意事項

- ・ 建設業者の入札機会が極端に狭められることのないよう配慮
- ・ 建設業者の過度な負担にならないよう配慮

入札ボンド手続きの流れ(イメージ)



〔ボンド会社〕

建設会社〕

発注者〕

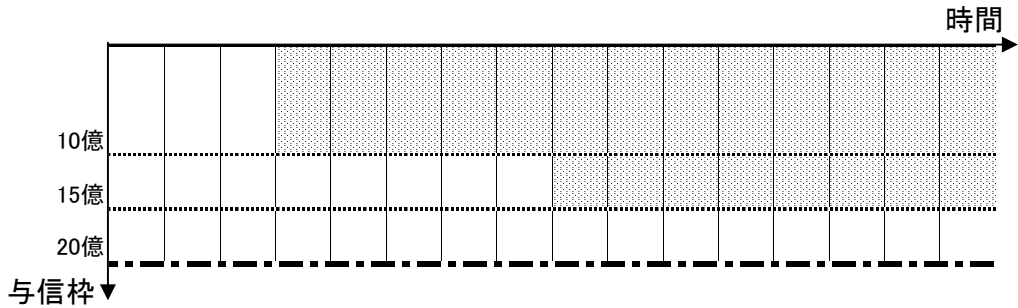
(所要日数)

〔約10～30日〕

〔約20～70日〕
(与信を必要とする期間)

入札ボンド導入が与信枠・入札行動に与える効果について

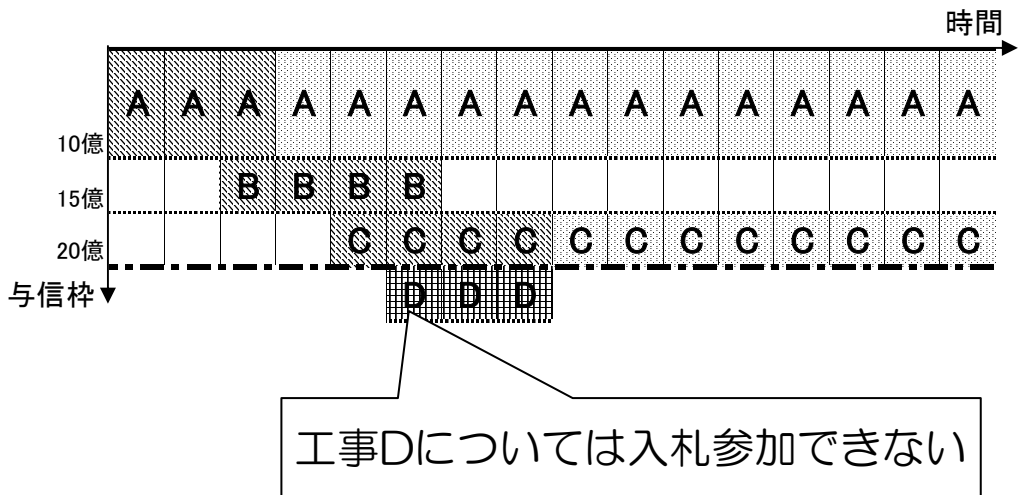
【履行ボンドの場合】



【工事入札対応と落札結果】

工事名	金額	時間																		
工事A	10億	入札参加	落札																	
工事B	5億		入札参加		不落															
工事C	5億				入札参加		落札													
工事D	5億					入札参加	不落													

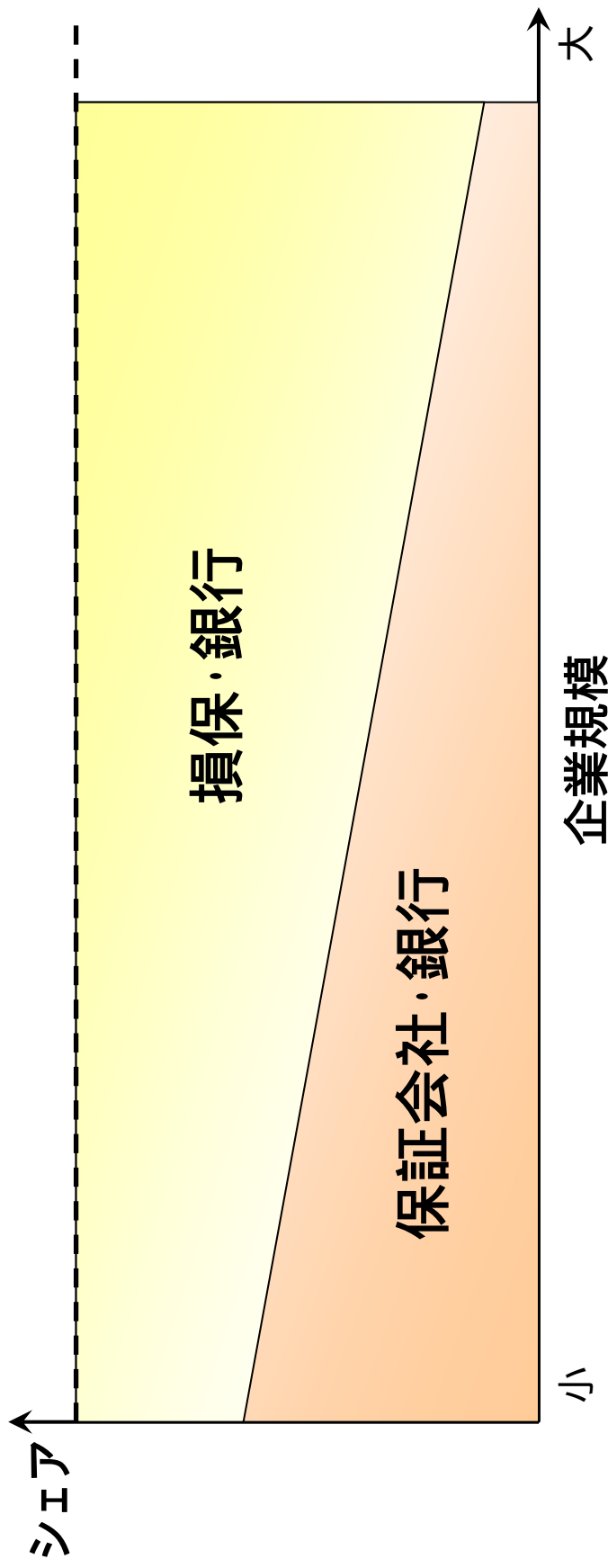
【入札ボンドの場合】



工事Dについては入札参加できない

履行保証における保証主体別実績（イメージ）

総じて、大手企業や全国展開企業は損保が保証。中小企業、地場企業は保証会社のシェアが高い。
建設会社では、保証料率、デリバリー、取引実績等を考慮し、保証主体を選択。



履行保証における保証会社のシェア（資本金階層別・平成16年度）

1千万円未満	5千万円未満	1億円未満	3億円未満	10億円未満	10億円以上
67.8%	64.6%	48.5%	36.2%	34.2%	18.2%

履行保証の保証主体別実績について

保証主体	実績		シェア
	件数	金額	
損保会社	4,255		33.5%
		529,183	38.6%
保証会社	4,991		39.3%
		489,868	35.7%
銀行	2,368		18.7%
		286,373	20.9%
	1,072		8.5%
		66,863	4.9%

(※) 現金、国債及び履行保証免除案件

(金額単位: 百万円)

※平成16年度国土交通省直轄工事における実績 (地方整備局(港湾空港関係を除く), 官庁営繕部, 国土技術政策総合研究所)

履行保証における保証機関の審査項目について

○ 財務状況

【審査資料】	財務諸表等
【審査項目】	<ul style="list-style-type: none">・ 収益性・ 短期支払能力・ 健全性・安定性・ 財務規模・ 効率性 等

※「財務比率分析」に加え、「判別分析」等も実施。

○ 経営実態

【審査資料】	提出資料、ヒアリング等
【審査項目】	<ul style="list-style-type: none">・ 会社の沿革・ 受注実績・ 受注の見込み・ 当該保証機関との取引状況・ 金融機関の支援体制・ 経営手腕・ 取引業者等の評価 等

入札ボンドの効果について

1. 経営不振企業の排除

- 判別分析、信用情報の活用等を通じ、履行能力が著しく懸念される企業に対しては、履行保証を付さない。
- 取引のない企業より保証を求められた場合、慎重に対応。

2. 与信枠

- 損害保険会社は、個々の企業の財務状況、経営実態に対応して与信を精査し、再保険会社と交渉して与信枠を設定。(与信枠の空きは、公共工事の減少も踏まえ 2002 年当時より回復基調)
- 保証事業会社は、個々の企業の財務状況、経営実態に対応して与信を精査し、与信枠を設定。なお、一社当たりの与信枠の上限は事業方法書で設定。

(参考) 保証事業会社の与信枠の上限 (履行保証・1社あたり)

東日本建設業保証(株)	46.9 億円
西日本建設業保証(株)	25.4 億円
北海道建設業信用保証(株)	6.9 億円

3. ダンピングの抑止

- 与信枠の制約による応札案件の絞り込みを通じた抑止。
- 低入札価格に対して付保割合 3 割とすることによる抑止。
- 赤字受注→財務内容の悪化→与信枠の制約という循環による抑止。

米国における資格審査の流れ

【根拠】

1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル(場合によっては2万5千ドル)以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証(ほとんどが入札ボンド)の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。

【発注者の手続】

手続開始

(公告)
・入札仕様書配布

事前資格審査

(事前審査を行わない場合もある)

入札

入札ボンドの発行

契約前審査(事後資格審査)

(審査項目)
最低価格(価格競争型競争入札の場合)
入札仕様書との整合
契約遂行能力

落札

契約

履行ボンドの発行

履行

【保証会社の手続】

保証会社にボンド
の発行の申請

(建設業者)

ボンド発行の審査

(保証会社)

(審査項目)

資金力(Capital)

- ・会社内容
- ・会計監査済の決算報告
- ・銀行与信枠等を含めた財務情報

過去の工事経歴(Character)

- ・工事の種類・規模・数・施工場所
- ・施工体制
- ・施主の満足度
- ・下請業者・資材納入業者に対する支払記録
- ・過去の工事に関する関係者の評判

契約遂行能力(Capacity)

- ・当該工事の施工体制
- ・工事計画
- ・機械調達計画
- ・担当技術者の能力・経験
- ・本社の支援組織
- ・工事費の見積金額とその妥当性

【米国における保証料等の例】

- ・入札ボンドの保証料: ほぼ無料
- ・履行ボンドの付保割合: 100%
- ・請負金額1億円の工事の履行ボンド保証料 : 100万円

(米国保証事業協会が策定した一般的な保証料)

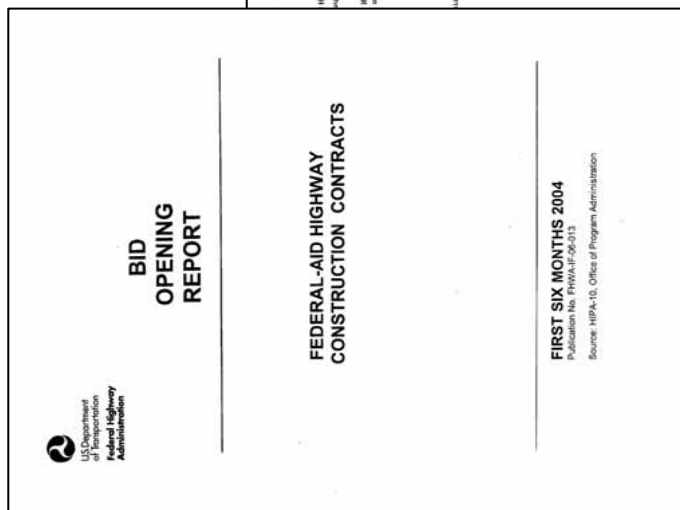
落札率・入札参加者数の日米比較

国土交通省直轄工事の過去5年間の平均入札参加者数、平均落札率は9.8社、95.3%であり、米国（連邦補助道路工事）の平均入札参加者数、平均落札率は4.3社、95.5%。

BID OPENING REPORT

(2004年6月米国運輸省)

連邦補助道路工事の入札状況についてのレポート

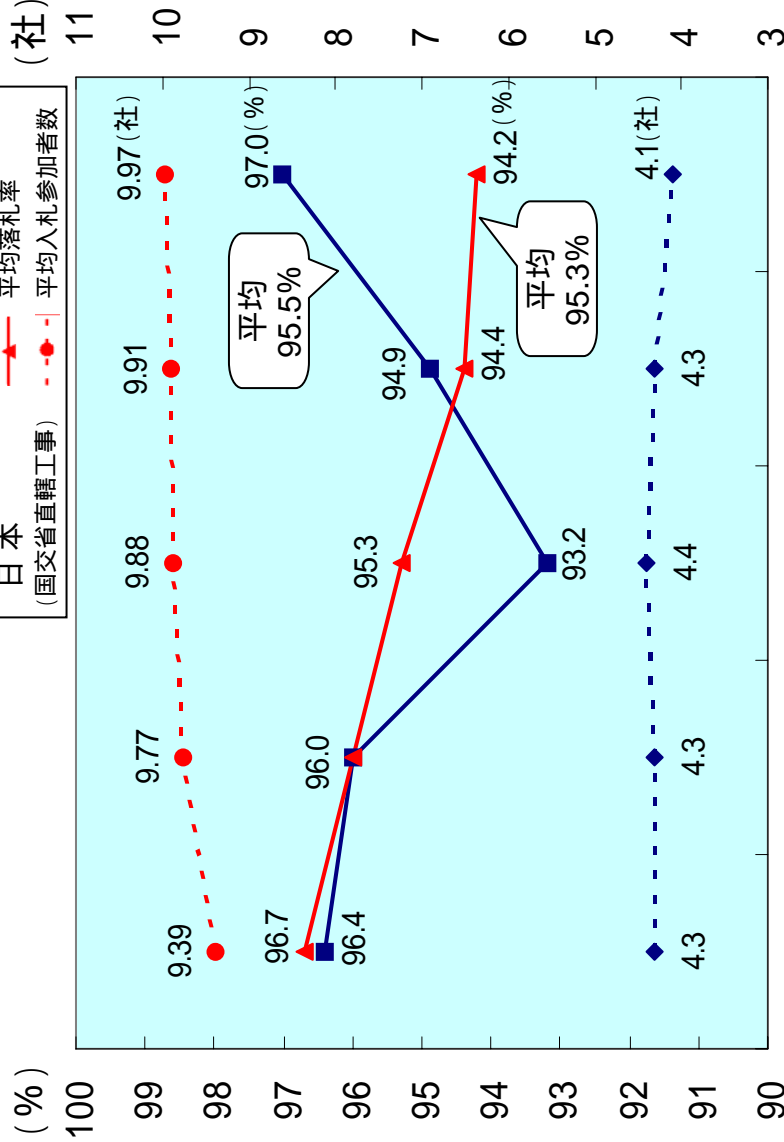


United States Department of Transportation
Federal Highway Administration
Bid Opening Report
Highway Construction Projects awarded on the National Highway System
for fiscal year 10/01/2004 to 10/01/2004

Number of Bids	Number of Average	Number of	Total	Total	Low Bid
of Bids	Contractors of Bids	Low Bids	Value	Value	Value
43	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
44	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
45	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
46	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
47	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
48	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
49	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
50	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
51	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
52	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
53	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
54	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
55	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
56	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
57	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
58	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
59	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
60	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
61	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
62	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
63	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
64	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
65	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
66	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
67	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
68	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
69	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
70	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
71	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
72	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
73	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
74	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
75	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
76	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
77	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
78	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
79	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
80	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
81	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
82	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
83	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
84	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
85	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
86	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
87	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
88	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
89	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
90	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
91	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
92	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
93	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
94	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
95	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
96	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
97	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
98	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
99	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144
100	34	13	13,244,445	13,244,445	1,144

落札率・入札参加者数

(日米比較)



H12 H13 H14 H15 H16 (年度)

(注1) 米国のデータは、BID OPENING REPORTによる。

落札率・入札参加者数の数値は、国家道路計画(The National Highway System)に定められた連邦補助道路工事を対象、平成16年度は上半期のみ。

(注2) 国土交通省直轄工事は、地方整備局発注分(港湾・空港関係を除く)。

保証制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
入札保証	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額の5%の保証金が必要。 ・ただし、免除規定があり、実績はほとんではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5~20%（連邦は20%、その他は10%が多い）の保証が必要。 ・入札ボンドで対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
履行保証	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の10%以上の保証金が必要。 ・銀行保証、履行ボンド、履行保証保険で代え得る。 ・再発注費用のカバーが目的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の100%の保証が必要。履行ボンドで対応。 ・保証料全額支払いより費用が安い場合が多いので、役務的保証が多く行われる。 ・1年程度の瑕疵担保を含む場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の1.5~5%程度が支払留保される場合が多い。 ・契約金額の10%程度の保証が求められる場合もある。 ・履行保証には1年程度の瑕疵担保を含む場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の5%以内が支払留保される。 ・銀行等の保証、連帯保証人で代え得る。 ・実質的には瑕疵担保が目的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の5%以内の保証金又は銀行保証が必要で、後者がほとんど。 ・提出されない場合は契約金を支払留保する。 ・瑕疵担保は別に行われる。
支払保証	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の100%の保証が必要。支払ボンドで対応。 ・公共工事で下請企業等に留置権を認めず、従って発注者に支払請求が可能になることに対応して義務化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり使われていない。 ・特殊な契約などで求められることあり。 ・標準約款には記載あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請への支払保証なし。 ・公共工事は下請企業へ直接に支払う制度のため、支払保証は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・公共工事は工種ごとに専門工事業に分離発注されるのが基本となっている。